

## 社会福祉法人花役員及び評議員の報酬等支給基準規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 花 定款第8条及び第21条の規定に基づき、社会福祉法人花（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等支給基準について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事長の報酬)

第3条 役員のうち理事長の報酬については、理事会または評議員会に出席したとき、もしくは法人経営・施設運営に係る理事長業務に携わったときに、別表1により月額で報酬を支払うことができる。

2 法人職員が理事長を兼務する場合は法人が定めた給与（賃金）を支払うこととし、この規程による報酬は支払わないこととする。

3 理事長が任期満了で、または事故などによって月の途中で辞任したときの報酬（月額）は、次の計算式で算出した額とする。（千円未満は切上げる。）

$$\text{当該月の報酬月額（千円）} = \text{別表1の報酬月額} \times \frac{\text{当該月の理事長在任期間（日数）}}{30日}$$

(理事及び監事の報酬)

第4条 役員のうち理事（理事長を除く）及び監事の報酬については、理事会または評議員会に出席したとき、もしくは法人・施設運営に係る理事業務または監事業務に携わったときに、別表2により日額で報酬を支払うことができる。

2 法人職員が理事を兼務する場合は法人が定めた給与（賃金）を支払うこととし、この規程による報酬は支払わないこととする。

(評議員の報酬)

第5条 評議員の報酬については、評議員会に出席したとき、もしくは法人・施設運営に係る評議員業務に携わったときに、別表3により日額で報酬を支払うことができる。

(出張を伴う業務の報酬等)

第6条 役員または評議員がそれぞれの立場で、第4条または第5条に規定する業務に、出張を伴う形で携わる場合は、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

ただし、役員のうち理事長、もしくは理事を兼務する法人職員が出張する場合は、実費弁償費のみ支払うこととする。

(報酬等の支給方法)

第7条 理事長の報酬等は、毎月末締切り、翌月15日に支給する。（ただし、その日が土曜日、日曜日、または祝日の場合、正職員賃金規程第7条の規定に準じて支給する。）

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬等は、理事会または評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(改正)

第8条 この規程を変更しようとするときは、定款第10条による評議員会の決議を得なければならない。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の一部改正（別表2～4）は平成30年4月1日から施行する。
- 3 この規程の一部改正（第3条、第7条追記）は平成31年1月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

対象者	主な業務	報酬額	説明等
理事長	理事会または評議員会出席 理事長業務	220,000 円	月額 1ヶ月平均60時間程度勤務 (非常勤勤務)

別表2（第4条関係）

対象者	主な業務	報酬額(※)	説明等
役員 理事(理事長を除く) 監事	理事会または評議員会出席 理事業務 監事業務	13,000 円	日額

(※) 上記の報酬額は、源泉徴収税額を含む。

別表3（第5条関係）

対象者	主な業務	報酬額(※)	説明等
評議員	評議員会出席 評議員業務	13,000 円	日額

(※) 上記の報酬額は、源泉徴収税額を含む。

別表4（第6条関係）

対象者	主な業務	報酬額(※)	実費弁償費
役員 理事 監事	出張を伴う理事業務	出張1回当り	花の家を起点・終点とする出張先までの往復交通費+宿泊した場合の宿泊費(1泊2食)の実費合計額
	出張を伴う監事業務	13,000 円	
役員 理事長 理事を兼務する 法人職員	出張を伴う理事長業務	/	
	出張を伴う理事業務		
評議員	出張を伴う評議員業務	出張1回当り 13,000 円	

(※) 上記の報酬額は、源泉徴収税額を含む。